

事業報告書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 しげとし内科小児科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岡山県岡山市南区新保 397 番地の 17
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成2年8月17日
- (4) 設立登記年月日 平成2年8月28日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人しげとし 内科小児科医院	岡山県岡山市南区新保 397 番地の 17	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年6月22日 令和2年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 しげとし内科小児科医院
 所在地 岡山県岡山市南区新保397番地の17

※医療法人整理番号 90258

財 産 目 録
 (令和4年 4月30日現在)

1. 資 産 額	83,653 千円
2. 負 債 額	10,266 千円
3. 純 資 産 額	73,387 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	30,614
B 固 定 資 産	52,977
C 繰 延 資 産	62
D 資 産 合 計 (A+B+C)	83,653
E 負 債 合 計	10,266
F 純 資 産 (D-E)	73,387

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 しげとし内科小児科医院
 所在地 岡山県岡山市南区新保397番地の17

※医療法人整理番号 00258

貸 借 対 照 表
 (令和4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	30,614	I 流動負債	10,266
II 固定資産	52,977	II 固定負債	0
1 有形固定資産	31,666	負債合計	10,266
2 無形固定資産	73	純資産の部	
3 その他の資産	21,238	科 目	金 額
III 繰延資産	62	I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	68,387
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	73,387
資産合計	83,653	負債・純資産合計	83,653

法人名 医療法人 しげとし内科小児科医院

所在地 岡山県岡山市南区新保397番地の17

※医療法人監理番号

00258

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 しげとし内科小児科医院

理事長 重 歳 正 和 殿

私は、医療法人しげとし内科小児科医院の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年6月17日

医療法人しげとし内科小児科医院

監事 辻 恵子